		⑴教育情報費					
		⑵繁殖保護費					
		⑶資源管理費					
	支	⑷保全活動費					
		⑸営漁指導費					
		⑹遭難救助費					
	出	⑺生活改善費					
		⑻監査事業費					
		⑼指導事業雑支出					
		（支　出　合　計）	（　　）	（　　）	（　　）		
差　　引　　額							

㈱　指導事業賦課金のうち前期からの繰越額は○○○○円である。

（記載上の注意）

１　「保全活動負担金」欄には、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第１項に規定する沿岸漁場管理団体として行う同法第60条第８項に規定する保全活動（以下「漁業法に基づく保全活動」という。）に係る同法第111条第２項第８号に規定する受益者から徴収した費用を記載すること。

２　「漁場管理等受入金」欄には、漁業法に基づく保全活動以外の漁場の管理（繁殖保護及び資源管理を含む。）に係る会員以外の者から徴収した費用及び企業等からの協力金のうち繁殖保護及び資源管理を目的とするものを記載すること。

３　「保全活動費」欄には、漁業法に基づく保全活動に支出した費用を記載すること。

第６～第８　（略）

（新設）

第６～第８　（略）

第９　各事業の状況

㈱　各事業の諸表については、消費税抜き（又は、消費税込み）である。

１　購買事業

⑴　買取購買

品目			当期首繰越高 (A)	当期受入高		当期末棚卸高 (C)	当期供給原価 ((A)+(B)−(C))	当期供給高
				受入高合計(B)	うち系統利用高			
	石油	Ａ重油						
		軽油						
		ガソリン						
		灯油						